

答申第5号「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」の改正について

答申

「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針(条例第46条第2項関係)」の改正について

諮問のありましたこのことについては、個人情報の保護に関する法律及び徳島県個人情報保護条例の規定内容から、妥当な内容と認められます。

なお、事業者に対する改正後の指針の周知を積極的に行うことを要望します。